

## たかまつ給水スポット協力店登録実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、マイボトル（水筒、タンブラー、蓋付きマグカップその他の繰り返し飲料を充填できる容器をいう。ただし、ペットボトルは除く。）を持参し、給水を希望する人に、無料で給水サービス（水やお湯など）を提供する市内の店舗や事業所を「たかまつ給水スポット協力店」（以下、「協力店」という。）として登録するための必要な事項を定め、協力店の拡大により、市民のマイボトルの利用を促進し、循環型社会の意識の醸成を図ることを目的とする。

### (申請対象者)

第2条 申請対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- 1 高松市内に店舗や事業所を有する事業者で、管理・運営等について責任を有する者（飲食店等許可を必要とする店舗においてはその許可を受けた者をいい、許可を必要としない店舗においてはその店舗を所有する者または経営する者をいう。）であること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

### (登録要件)

第3条 高松市内の店舗や事業所において、給水を希望するマイボトル持参者へ、水やお湯などを無料で提供すること。ただし、本事業の目的を踏まえ、ボトル交換型のウォーターサーバーについては、対象外とする。

### (取組内容)

第4条 協力店は、次の項目に取り組むものとする。

- 1 協力店は、営業時間内において、登録要件を満たすサービスの提供を行うこと。
- 2 協力店は、市から交付されたフラッグバナー等を施設入口付近に掲出し、協力店であることをPRするとともに、市民へマイボトルの携行を促すこと。
- 3 給水サービス利用状況に関する調査やマイボトル利用促進に係る啓発活動に協力すること。

### (申請方法)

第5条 協力店として登録を希望する場合は、店舗等の管理・運営等について責任を有する者が、登録申請フォームより申し込む。

- 2 市は、申請内容を確認し、要件を満たすと認める場合は、協力店として登録し、協力店であることを示すフラッグバナーのほか、必要に応じて啓発資料などを交付する。

### (店舗の紹介)

第6条 市は、登録した協力店の情報を高松市公式ホームページ「もっと高松」や「たかまつオアシスマップ」などで紹介する。

- 2 協力店は、登録申請をした時点で、店舗情報の掲載に同意したものとする。

### (登録内容の変更)

第7条 協力店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更フォームにより、市へ届け出るものとする。

- 2 市は、登録変更の内容を確認し、高松市公式ホームページ「もっと高松」

や「たかまつオアシスマップ」の掲載情報を変更する。

(登録の中止)

第8条 協力店は、第2条及び第3条の要件を満たさなくなった場合又は店舗等の事由により、協力店の登録を中止する場合は、登録中止フォームにより、市へ届け出るとともに、フラッグバナーなど、協力店であることを示す掲示物の掲出を取り止めなければならない。

2 市は、登録中止の内容を確認し、高松市公式ホームページ「もっと高松」や「たかまつオアシスマップ」の掲載情報を削除する。

(登録の抹消)

第9条 市は、協力店が第2条及び第3条の要件を満たしていない場合又協力店制度の信用を失墜する行為を行うなど、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

2 市は、協力店の抹消事由を明確にし、協力店に通知するとともに、高松市公式ホームページ「もっと高松」及び「たかまつオアシスマップ」の掲載情報を削除する。

3 登録を抹消された協力店は、速やかにフラッグバナーなど、協力店であることを示す掲示物の掲出を取り止めなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要事項が生じた場合は、その都度、市と協力店が協議の上、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。